

令和元年度

消費者行政の概要

成田市経済部商工課

目 次

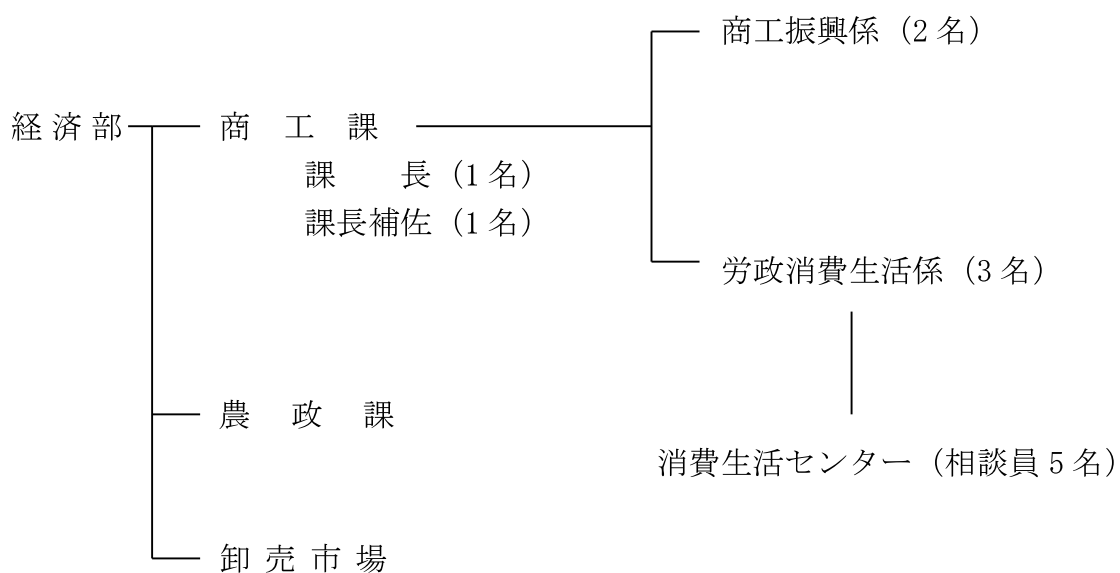
1. 組織及び事務分掌	1
1) 機構図	1
2) 事務分掌	1
2. 決算	2
3. 消費生活センター	3～10
1) 概要	3
2) 消費生活相談事業	3～8
3) 啓発事業	9～10
4. 消費生活モニター	11～13
1) モニター制度	11
2) 令和元年度消費生活モニター活動状況	11～13
3) 令和元年度消費生活モニター名簿	13
5. 消費生活啓発事業	14～20
1) 消費生活展	14～17
2) 出前講座	18
3) 親子で学ぶ消費者講座	18
4) 消費者講座(一般向け)	18～20
6. 計量適正化推進事業	21～22
特定計量器定期検査(平成30年度実績)	21～22
7. 製品安全4法等による立入検査	23

参考資料

- ・情報紙「消費生活」No.129～No.132
- ・広報なりた「消費生活相談Q&A」平成31年4月1日号～令和2年3月1日号
- ・成田市消費生活モニター設置規則
- ・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- ・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

1. 組織及び事務分掌

1) 機構図



(令和2年3月31日現在)

2) 事務分掌 (消費生活関係)

- ・ 消費生活センターに関すること
- ・ 消費生活モニターに関すること
- ・ 消費者教育及び啓発に関すること
- ・ 計量器検査に関すること
- ・ 製品安全4法等に基づく立ち入り検査に関すること
- ・ その他消費生活に関すること

2. 決算

消費生活

歳出

(単位：千円)

節	消費者行政推進費	説 明
報 酬	8,680	消費生活相談員 消費生活モニター
報 償 費	190	講師謝礼
旅 費	133	一般旅費 特別旅費
需 用 費	992	消耗品費 印刷製本費
役 務 費	6	通信運搬費 手数料，保険料
委 託 料	1,171	バス運行委託料 消費生活展会場設営委託料
使用料及び 賃借料	12	有料道路通行料
負担金補助 及び交付金	19	消費生活相談研修負担金 県消費生活センター連絡協議会負担金
計	11,203	

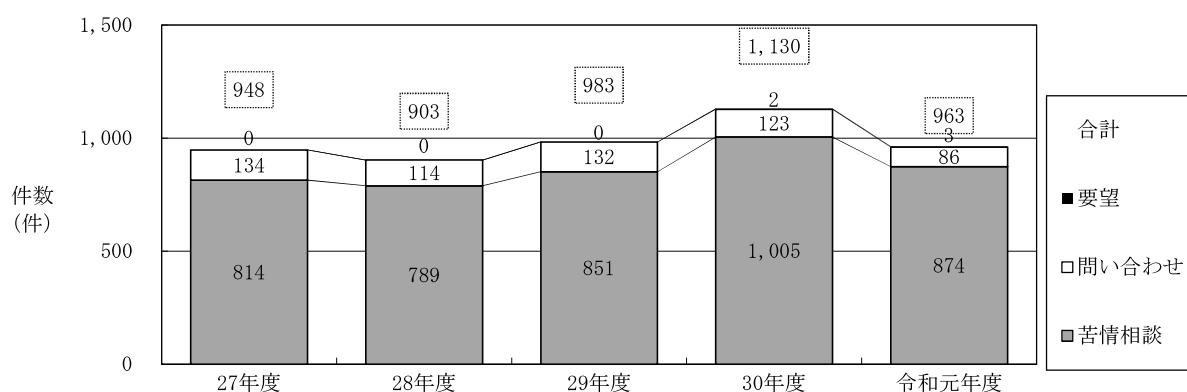
3. 消費生活センター

～消費者を取り巻く環境が、社会の国際化、情報化、サービス化、高齢化などの影響を受け、大きく変化するなか、消費者トラブルはますます多様化、複雑化してきています。そこでこのような消費者被害を未然に防止するため、5名の消費生活相談員が情報提供やあっせん等により、消費生活相談の解決を図るとともに、各種啓発事業の推進、情報の提供を行い、市民の消費生活の安定と向上に寄与するものです。

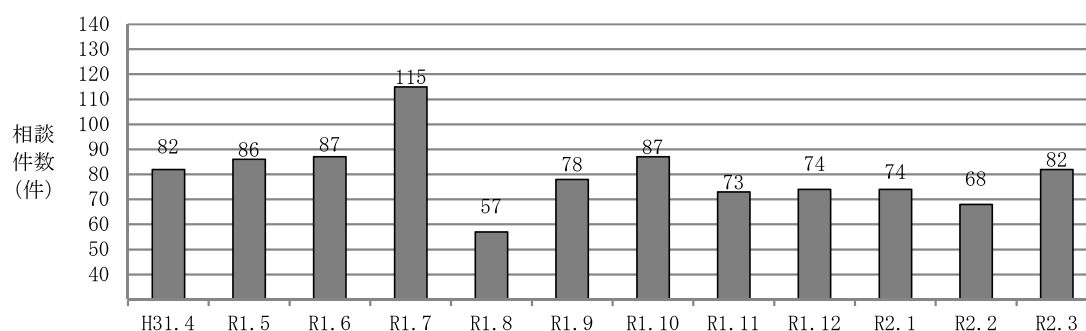
1) 概要

ア. 名 称	成田市消費生活センター
イ. 所 在	成田市花崎町 760 番地 成田市役所 2 階
ウ. 設置年月日	昭和 61 年 7 月 1 日
エ. 相談受付時間	月曜日～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 (ただし、祝祭日・年末年始を除く)
オ. 配置人数	5 名
カ. 相談体制	原則毎日 3 名体制
キ. 相談員の資格	消費生活相談員
ク. 電話番号等	TEL 0476 (23) 1161 FAX 0476 (22) 4404

2) 消費生活相談事業

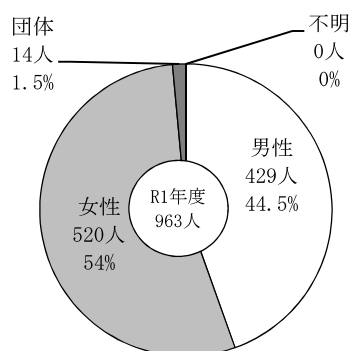


イ. 令和元年度月別相談件数

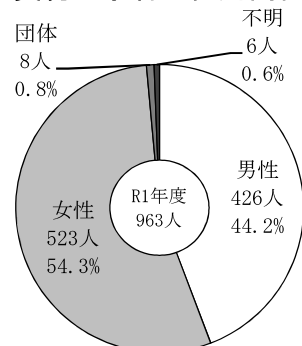


ウ. 令和元年度相談者・契約者の属性
【性別割合】

相談者の性別割合

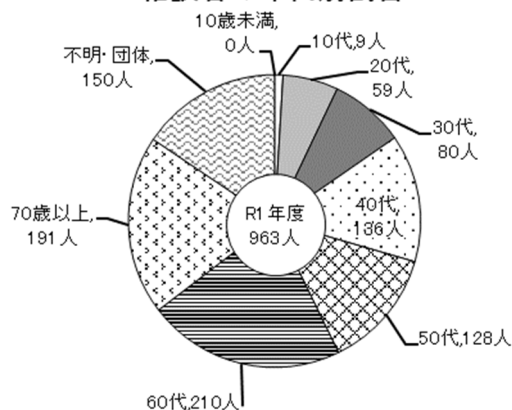


契約当事者の性別割合

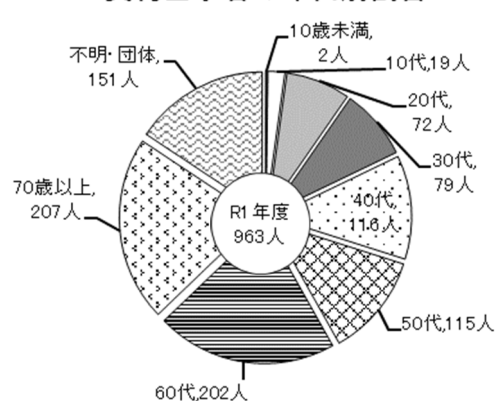


【年代別割合】

相談者の年代別割合

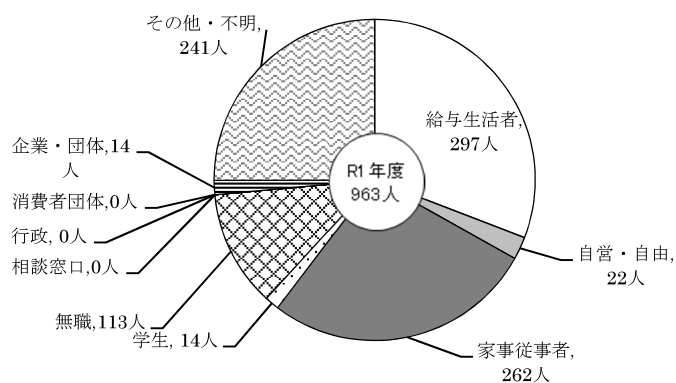


契約当事者の年代別割合

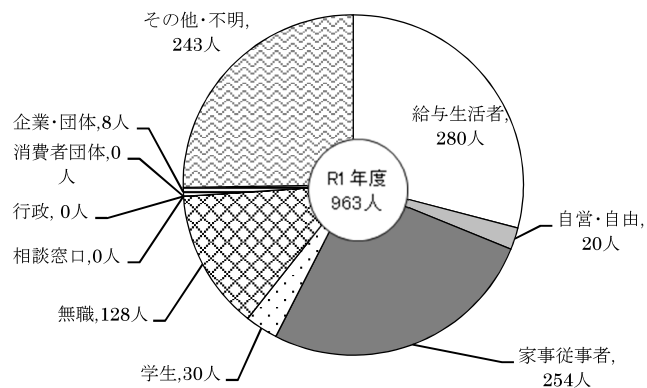


【職業等構成】

相談者の職業等構成



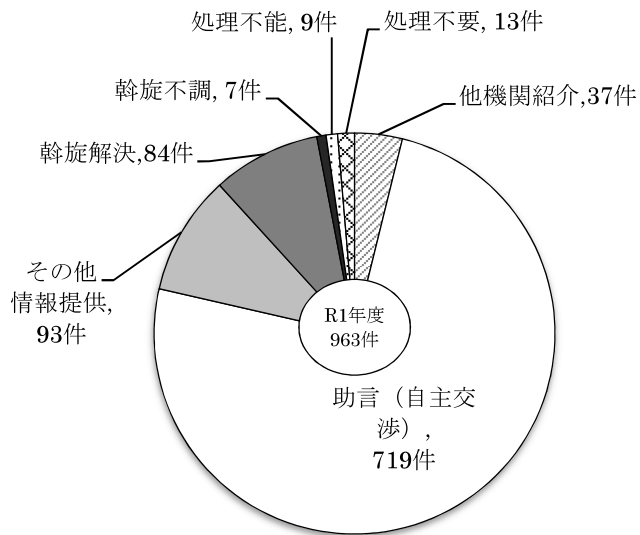
契約当事者の職業等構成



エ. 令和元年度年代別・性別・相談区分別相談人数（人）

年代	性別	苦 情		問い合わせ		要 望		計	
		相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者
10 歳未満	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	2	0	0	0	0	0	2
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
10 代	男	4	9	0	1	0	0	4	10
	女	5	9	0	0	0	0	5	9
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
20 代	男	25	35	0	0	0	0	25	35
	女	34	36	0	1	0	0	34	37
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
30 代	男	36	34	3	4	0	0	39	38
	女	40	40	1	1	0	0	41	41
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
40 代	男	46	38	5	5	0	0	51	43
	女	78	68	6	4	1	1	85	73
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
50 代	男	44	42	3	4	0	0	47	46
	女	76	64	5	5	0	0	81	69
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
60 代	男	100	91	8	8	0	0	108	99
	女	93	97	8	6	1	0	102	103
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
70 歳以上	男	82	79	4	4	0	0	86	83
	女	95	115	10	7	0	0	105	122
	不明	0	2	0	0	0	0	0	2
不明	男	58	54	11	17	0	1	69	72
	女	51	52	15	14	1	1	67	67
	不明	0	2	0	2	0	0	0	4
団 体		7	5	7	3	0	0	14	8
合 計		874	874	86	86	3	3	963	963

オ. 処理結果別相談件数



※他機関紹介：消費生活センターでは一切の処理をせず、他機関を紹介したもの。

助言（自主交渉）：自主解決の方法をアドバイスしたもの。

その他情報提供：斡旋以外の処理で、助言に該当しないもの。

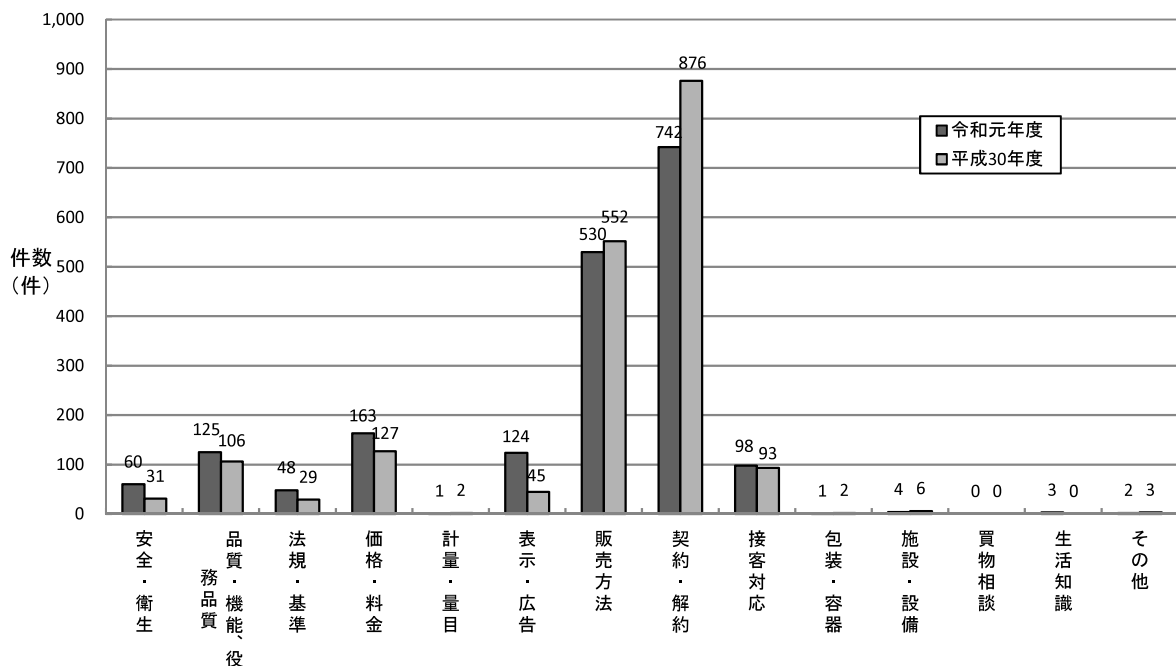
斡旋解決：斡旋の結果、解決がみられたもの。

斡旋不調：斡旋の結果、解決がみられなかったもの。

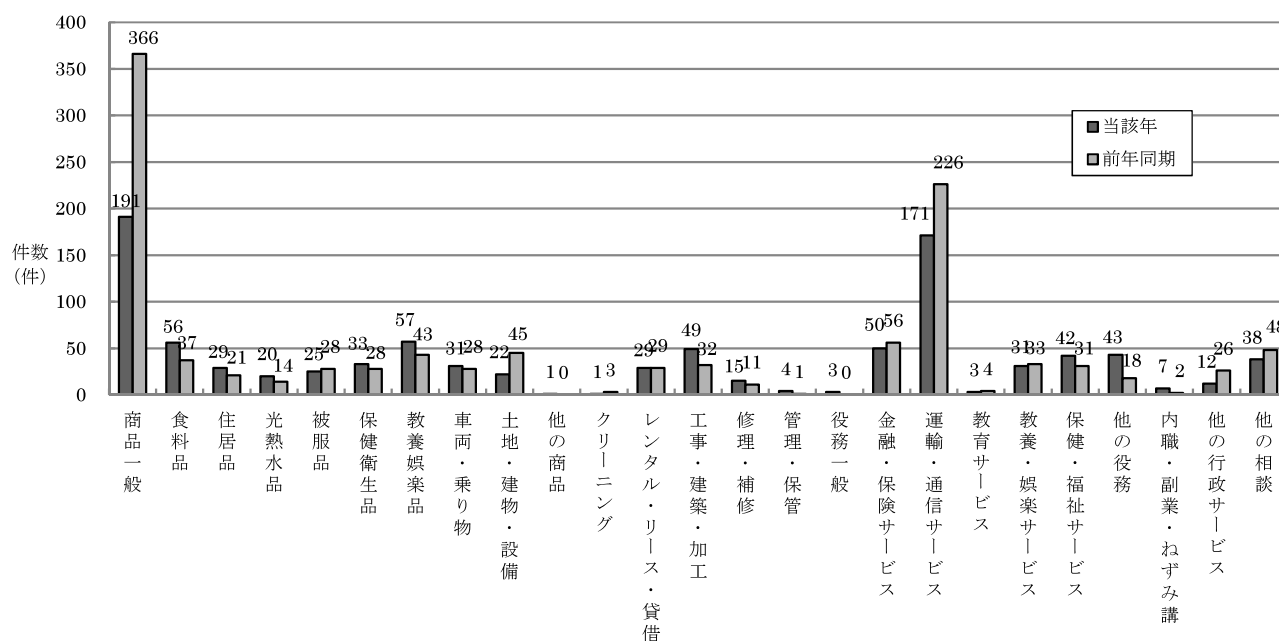
処理不能：物理的理由で処理できなかったもの（例：相談者と連絡が取れなくなった、相手事業者が倒産し連絡が取れなくなった等）。

処理不要：相談者が消費生活センターに情報を提供しただけの場合や、相談を取り下げた場合など。

カ. 相談内容別件数推移

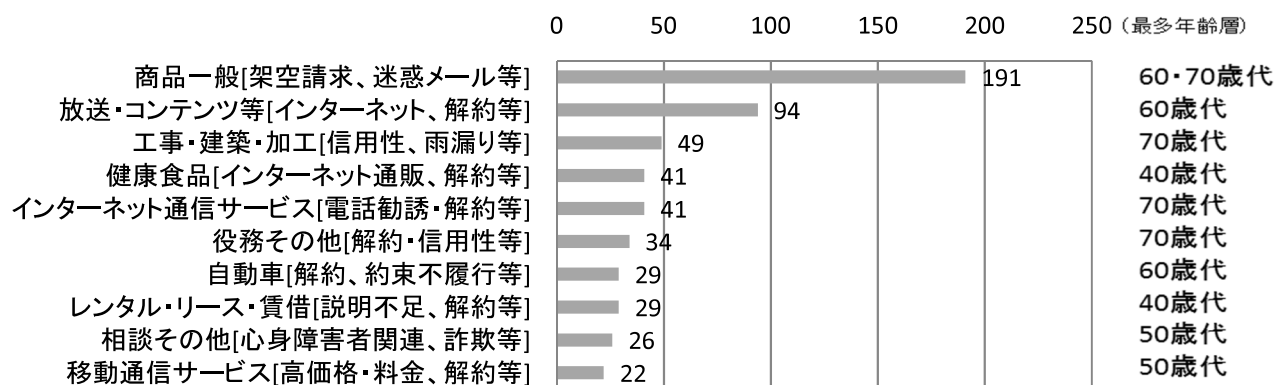


キ. 商品・役務分類別件数推移



* 商品・役務分類別件数は、重複したものすべてを集計したものです。

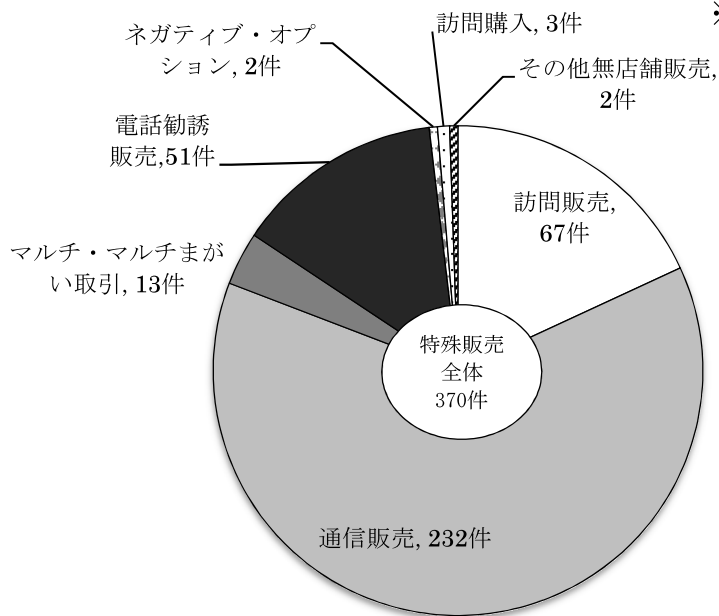
ク. 商品・役務別相談の主な内容キーワード（上位 10 位）



ケ. 特殊販売に係る販売購入形態別件数

店舗購入を除く販売購入形態（特殊販売）別の相談件数は 370 件で、全相談件数の 38.4% を占めた。

特殊販売に係る販売購入形態別件数



※訪問販売：営業所等以外の場所で申込や契約するもの

通信販売：電話やインターネットなどの通信手段によって契約するもの

マルチ・マルチまがい取引：連鎖販売取引とマルチまがい取引

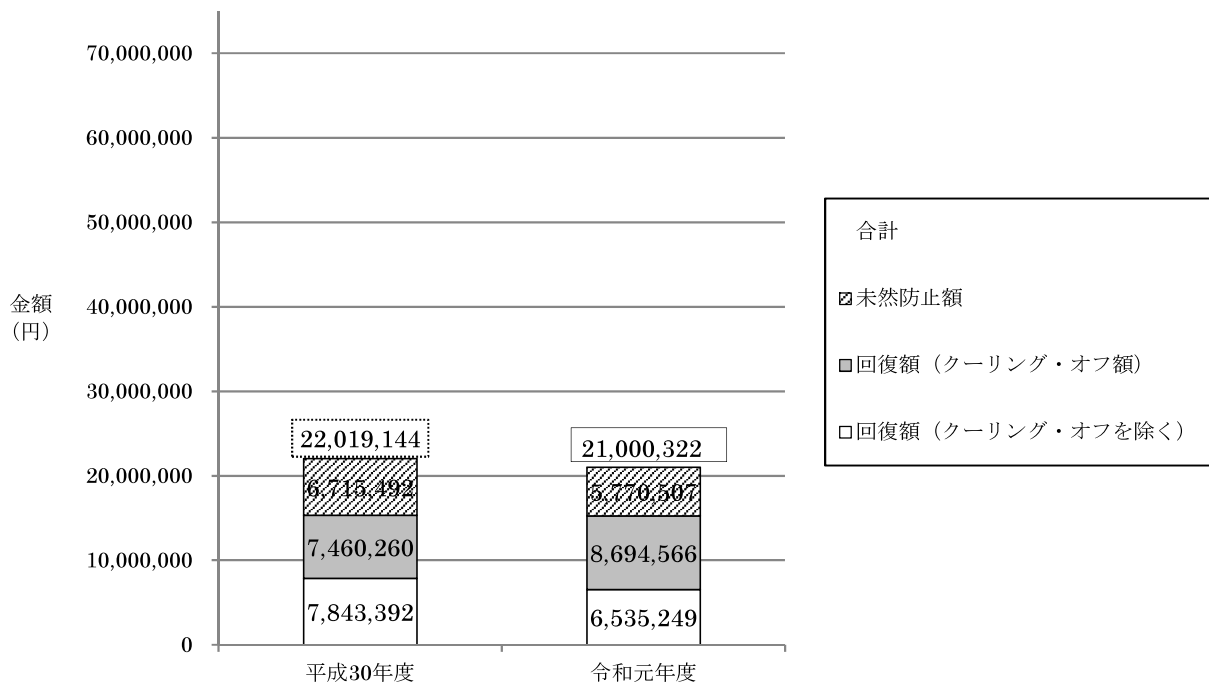
電話勧誘販売：電話における勧誘により郵便等で契約をするもの

ネガティブ・オプション：申し込んでいない商品を業者が送付するもの

訪問購入：消費者の自宅などで売買契約をし、業者が物品等を購入するもの

その他無店舗販売：露店や屋台など、店舗以外で契約するもの

コ．内容別救済金額推移



※回復額とは

消費生活センターに相談することで、支払い済みの金額の全部又は一部がクーリング・オフや斡旋交渉によって返金または免除等された金額

※未然防止額とは

契約・申込をする前に消費生活センターに相談することで、支払わずに済んだ金額

3) 啓発事業

消費者が自らの意識の向上を図り、健全で安定した豊かな生活を営めるよう、各種啓発事業を行っています。

ア. 情報紙の編集・発行	情報紙「消費生活」年 4 回	4,300 部/回
イ. 啓発資料の発行・配布	くらしの豆知識	1,000 部
	「だまされない宣言！！」 (一般向け啓発用小冊子)	300 部
	「身近にひそむ悪質商法」 (一般向け啓発用小冊子)	300 部
	「みんなでステップアップ」 (一般向け啓発用小冊子)	300 部
	「はじめませんか？エシカル消費」 (一般向け啓発用小冊子)	300 部
	「みんなで食品ロスを減らしましょう」 (一般向け啓発用小冊子)	300 部
	その他各種啓発資料	
ウ. 図書・DVD の貸出	暮らしに役立つさまざまな本や DVD の貸出をしています。	
エ. パネルの展示	消費生活センターにおいて、啓発パネル（悪質商法全般等）の展示をしています。	
オ. 若者向け啓発用物資の配布	市内大学との連携事業の一環として、若者向けの消費啓発物資の配布をしています。	
カ. 広報紙への掲載	「広報なりた」各月 1 日号において『消費生活 Q & A』というコーナーを設け、消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活に関する情報や消費者に必要な知識の提供をしています。	

掲載年月日	タイトル（内容）
H31. 4. 1	国民健康保険税還付金詐欺に注意
R1. 5. 1	情報商材のトラブルにご注意
6. 1	不安をあおり契約させる点検商法にご注意
7. 1	改元に便乗したトラブルに注意
8. 1	チケット転売サイトに注意
9. 1	プレミアム付商品券の詐欺に注意
10. 1	購入した覚えのない商品が送られてくるトラブルに注意
11. 1	コインパーキング駐車料金のトラブルに注意
12. 1	光回線の契約に注意
R2. 1. 1	消費生活センターってどんな場所？
2. 1	電話回線の切り替えに伴う勧誘に注意
3. 1	どうすれば食品ロスを減らせるの

4. 消費生活モニター

消費生活モニター制度は、消費生活の実態を調査し、市民の消費生活についての意見、要望等を正しく把握し、それを積極的に行政面に反映させることにより、市の消費者行政の効率的運営と向上を図るために設けています。

1) モニター制度

ア. 職 務 市などが行うアンケート調査に協力すること。
消費生活に関する意見、要望等を報告すること。
情報を提供すること。
各種研修会等に参加すること。

イ. 定 数 一般公募による者 12 人以内
市長の推薦による者 8 人以内

ウ. 委嘱期間 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日

エ. 報 酬 一人あたり 月額 4,000 円

2) 令和元年度消費生活モニター活動状況

年 月 日	内 容	備 考
H31. 4. 16(火)	委嘱状交付式 第 1 回モニター会議 ・消費生活モニター制度の概要説明等について ・講義「消費生活センターと消費生活相談の概要」について 講師：成田市消費生活センター 関根相談員 ・意見交換（モニターとして学びたいこと等について）	中会議室
R1. 5. 28(火)	第 2 回モニター会議 ・講義「契約とクーリング・オフとエシカル消費」 講師：成田市消費生活センター 高松相談員 ・意見交換（モニター年間活動計画、モニターとしての取り組みについて）	中会議室
5. 29(火)	消費者フォーラム in 千葉	千葉市生涯学習センター
6. 26(水)	第 3 回モニター会議 ・消費生活展の準備	中会議室

7. 23(火)	第4回モニター会議 ・消費生活展の準備 第1回消費者講座 ・講義「消費税増税に関する基本知識と家計への負担軽減策」 講師：千葉県税理士会 成田支部 中村 裕史氏	中会議室・大会議室
8. 5(月)	第5回モニター会議 ・消費生活展の準備	503 会議室
8. 24(土) ～25(日)	第47回成田市消費生活展 「みんなで築こう！ ～豊かな消費社会を目指して～」	ユアエルム成田店
9. 26(木)	第6回モニター会議（視察研修） ・千葉県西部防災センター ・おおたかの森 S・C ・雪印メグミルク(株) 野田工場	
10. 17(木)	第7回モニター会議 ・講義「悪徳商法について」 講師：成田市消費生活センター 門脇相談員 ・「海洋プラスチックの現状や私たちの生活に与える影響について」 講師：容器包装の3Rを進める全国ネットワーク 運営委員会 中井 八千代 氏	中会議室
11. 27 (水)	第8回モニター会議 ・講義「すすめようリサイクル運動～ごみは貴重な資源です～」 講師：成田市クリーン推進課 ・市内視察 (株)ナリコー クリーンセンター 成田市リサイクルプラザ	中会議室
12. 18(水)	第9回モニター会議 ・意見交換「市内視察を通じて感じたこと」 ・「もったいないをありがとうへ～フードバンクちばの取り組み～」 講師：フードバンクちば 代表 菊池 謙	中会議室
R2. 1. 7(火)	第10回モニター会議 ・講義「悔いのない人生のしめくくり～相続・遺言・エンディングノート～」 講師：千葉県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 竹元 素子 氏	中会議室

	・「成田市の水道のはなし」 講師：成田市水道部業務課	
2.6(火)	第11回モニター会議 ・意見交換「最近の悪質商法について」 第2回消費者講座 ・「食品ロスのあれこれ」 講師：NACS 消費生活アドバイザー 草野 弘 治氏	中会議室・大会議室
3.22(金) ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、 中止	第12回モニター会議 ・意見交換（1年間を振り返って） 解嘱式	第二応接室

3) 令和元年度消費生活モニター名簿

地 区 名	氏 名	備 考
公津地区	浅野 隆雄	
	杉本 竹正	なりた環境ネットワーク代表
	高橋 文子	
	雲雀 義雄	
	末永 典章	
	長谷川 隆	
豊住地区	大野 芳美	
ニュータウン地区	稲村 京子	
	栄口 吉次	
	熊谷 晃	
	篠田 敏道	
	西津 元介	
	根本 隆司	
	養父 静枝	
	吉川 光子	
	玉井 止水子	放置自動車廃物判定委員会委員
	春田 容子	
	藤野 眞里子	書記
	布施 宏治	座長・商業振興計画策定会議委員
	布施 正美	副座長・商業振興計画策定会議委員

5. 消費生活啓発事業

消費者に必要な情報提供等を行い、消費者が自ら考え自主的に行動していく契機を与える場を設定し、主体性を持った消費者の確立を目的として消費生活展や「なりた知っ得出前講座」などの啓発事業を開催しています。

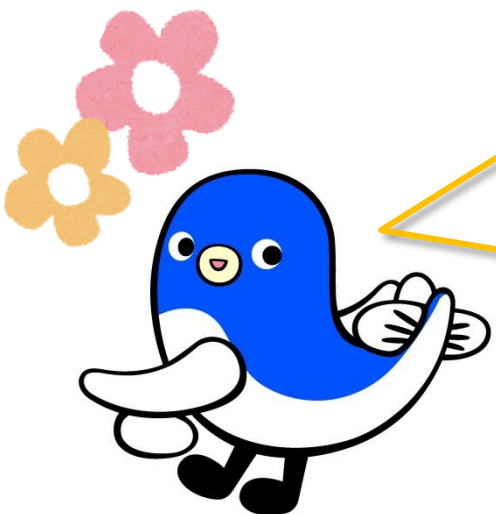
1) 消費生活展

第 47 回成田市消費生活展

- ・テーマ 「みんなで築こう！～豊かな消費社会を目指して～」
- ・日 時 令和元年 8 月 24 日（土）～8 月 25 日（日）
午前 10 時～午後 4 時
- ・会 場 ユアエルム成田店 1 階センタープラザ
- ・主 催 成田市
- ・協 賛 (株)ユアエルム京成 / (独)製品評価技術基盤機構製品安全センター/ 東京ガス(株)佐倉支社 / (一社)千葉県 L P ガス協会 印旛支部成田地区会 / 生活協同組合コープみらい 成田地域センター / (一財) 関東電気保安協会千葉事業本部 / NPO せっけんの街 / (一社)成田市観光協会 / なりた環境ネットワーク / エコ・成田 / 成田市資源回収協同組合 / (公社)千葉県建築士事務所協会成田支部 / 成田市リサイクルプラザ運営委員会
- ・参加団体 成田市消費生活センター / 成田市消費生活モニター / (一財)関東電気保安協会 千葉事業本部 / 生活協同組合コープみらい / (一社)千葉県 L P ガス協会 / (一社)千葉県計量協会・千葉県計量検定所 / エコ・成田 / NPO せっけんの街 / 成田市資源回収協同組合 / (公社)千葉県建築士事務所協会成田支部 / (独)製品評価技術基盤機構 / (一社)成田市観光協会 / 成田市消防本部予防課 / なりた環境ネットワーク・成田市環境部環境計画課 / 成田市環境部クリーン推進課 / 成田市都市部公園緑地課
- ・来場者数 1,700 人

・過去の開催状況

回	年度	テーマ	期 間	会 場
41	25	正しい知識を深めよう ～賢い消費者をめざして～	H26. 2. 22～23	ユアエルム 成田店
42	26	広げよう 消費者の輪 ～安全で安心な暮らしのために～	H27. 2. 21～22	ユアエルム 成田店
43	27	主役はあなた！～目指せ、暮らしのリーダー～	H28. 2. 20～21	ユアエルム 成田店
44	28	みんなの強みを活かして暮らそう！ 安全・安心な社会	H29. 1. 21～22	ユアエルム 成田店
45	29	できることから始めよう！ 私たちの未来のために	H30. 1. 20～21	ユアエルム 成田店
46	30	みんなで考えよう！豊かな暮らしの築き方	H31. 1. 19～20	ユアエルム 成田店



消費生活展って…？

くらしのヒントになる情報がいっぱい！

製品事故や消費者トラブル、電気、ガス、環境など
さまざまな出展団体が集まり、パネル展示や
パンフレット・啓発物資の配布をするよ！
各団体の出展内容は中面をチェックしてね。

スタンプラリー（常時）



スタンプ4～5個→花苗1つ

スタンプ6～9個→花苗2つ

スタンプ10個以上→花苗2つと景品1つ

各ブースでクイズに答えてスタンプをもらおう！
もらったスタンプの数に応じて素敵な景品をプレゼントします。

＜景品例＞

たためるポケット付きバッグ、ハンディシーラー、レジ袋ストッカー、
救急バッグ5点セット、うなりくんおみくじストラップ、うなりく
んミニ3Pメモ帳、うなりくん定規 等

※注意 花苗の受け取り時間指定について

花苗については、スタンプラリーの用紙を受け取った時間によって
受け取り時間が指定されています。
引き換え券に指定された時間をご確認の上、受け取り忘れのございま
せんようご注意ください。



※ 花苗及び各種景品は、無くなり次第、終了になります

うなりくん登場



24日（土）14：00から約30分間、成田市観光
キャラクターのうなりくんが遊びにきます！
ぜひ一緒に写真を撮ってね！

※ 内容は変更になる場合があります

成田市制施行 65 周年記念

第47回

成田市消費生活展

くらしのヒントになる
情報がいっぱい！

みんなで築こう！ ～豊かな消費社会を目指して～



令和元年 8月24日 土

25日 日

10：00～16：00

会場：ユアエルム成田店 1階センタープラザ

※会場へは、なるべく公共交通機関にてお越しください。

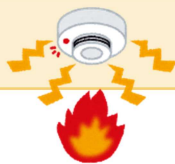
主催：成田市経済部商工課（☎0476(20)1622）



— 出 展 紹 介 —



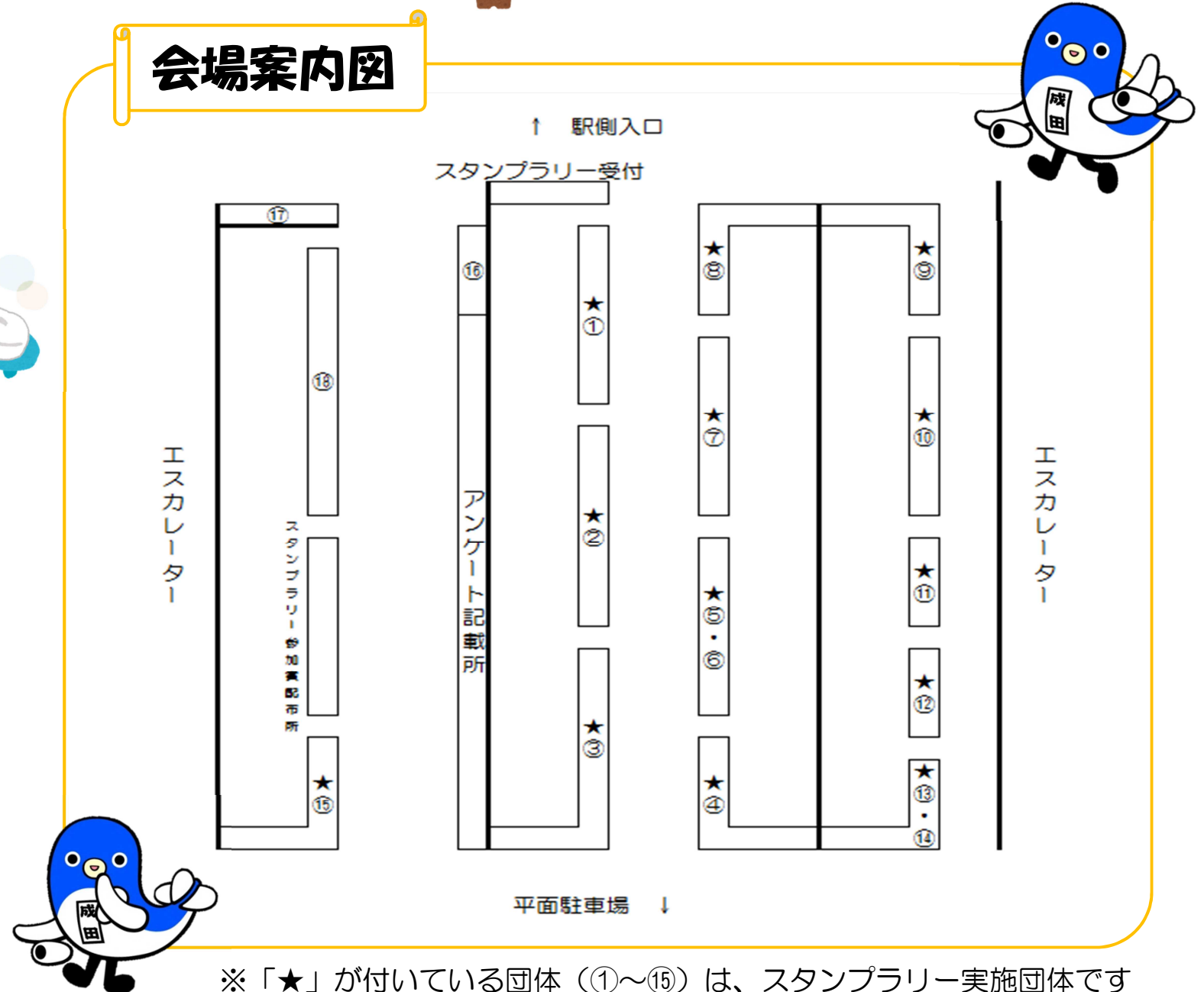
会場図	団体名およびテーマ	内 容
①	成田市消費生活センター 〈暮らしの身近な窓口〉	・消費生活センターのPR ・消費生活啓発用小冊子・センターPR用マグネットの配布 ・うなりくん風船の配布
②	(一財)関東電気保安協会 〈電気の安全と省エネルギー〉	・漏電模擬盤・短絡(ショート)実験盤の展示 ・子ども用安全DVDの放映
③	生活協同組合コープみらい 〈みんなで手を取り合って笑顔で過ごせる心豊かな暮らしをめざして〉	・コープの人気商品の試食 ・食を通じ持続可能な社会の実現を目指すプロジェクトの紹介
④	(一社)千葉県LPガス協会 印旛支部成田地区会 〈災害に強い味方LPガス〉	・パンフレット等の配布 ・LPガスに関する質問への対応
⑤/⑥	(一社)千葉県計量協会/ 千葉県計量検定所 〈環境と暮らしを守る-正しい計量-〉	・計量に関するパネルの展示 ・ビー玉の100gつかみ取り重さ当てゲーム
⑦	エコ・成田 〈地球温暖化防止と省エネ〉	・地球温暖化防止・世界のCO ₂ 排出量に関するパネルの展示 ・実験器具(手回し発電機等)の紹介 ・エコに関するパンフレットの配布 ・夏場の屋根散水による室内冷却に関する展示
⑧	NPO せっけんの街 〈環境にやさしい生活をするために 廃食油で作ったリサイクルせっけん を使いましょう〉	・廃食油から作ったリサイクルせっけんの無料配布 ・NPO せっけんの街の活動パネルの展示 ・NPO せっけんの街の活動チラシの配布 ・賞味期限が切れた未使用・未開封の食用油を回収 ※封は開けずにそのまま持参してください
⑨	成田市資源回収協同組合 〈みんなで広げよう リサイクルの輪〉	・再生紙で作ったトイレットペーパーの配布 ・リサイクルに関するパンフレットの配布
⑩	【日曜日のみ】 成田市消防本部予防課 〈住宅防火について〉	・住宅用火災警報器の普及啓発 ・消火器リサイクルシステムの周知 ・防災物品等の紹介
⑪	成田市消費生活モニター 〈人や地域や社会に配慮した消費生活〉	・成田市周辺の特産物に関する展示 ・成田市内の福祉作業所の紹介
⑫	(公社)千葉県建築士事務所協会 成田支部 〈建築を知ろう〉	・建築無料相談会 ・建築法規や制度の周知に関するパンフレット等の配布
⑬/⑭	成田市環境部環境計画課/ なりた環境ネットワーク 〈身近なエコを実践しよう〉	・環境啓発に関する呼びかけ ・環境啓発物資・環境学習冊子等の配布 ・募金の実施



会場図	団体名およびテーマ	内 容
⑮	成田市環境部クリーン推進課 〈ごみ減量とリサイクル〉	・ごみの分別に関する啓発 ・雑がみ分別袋の配布 ・プラスチック製容器包装分別袋の配布 ・リサイクルの手引きの配布
⑯	(独)製品評価技術基盤機構 〈身近な製品で、こんな事故が起こっています〉	・身の回りでよく使う製品の事故事例の紹介パネルの展示 ・製品事故に関するパンフレットの配布
⑰	(一社)成田市観光協会 〈成田の観光PR〉	・観光ポスターの掲示 ・観光パンフレットの配布
⑱	成田市都市部公園緑地課 〈緑化推進〉	・花苗(ペンタス)の配布



会場案内図



※「★」が付いている団体(①～⑮)は、スタンプラリー実施団体です
※出展団体及び内容は、変更になる場合があります

２）出前講座

日 時	場 所	受 講 団 体	講 師	参加 人数
R1. 6. 12（水） 14：00～15：00	三里塚コミュニティセンター 多目的ホール	成田市中央地域包括センター	成田市消費生活センター 消費生活相談員	24
R1. 7. 31（水） 10：00～11：30	玉造公民館	玉造豊令会	成田市消費生活センター 消費生活相談員	34
R1. 9. 18（水） 10：00～12：00	生涯大学校	生涯大学院（1年1組）	成田市消費生活センター 消費生活相談員	23
R1. 9. 24（火） 10：00～12：00	生涯大学校	生涯大学院（1年2組）	成田市消費生活センター 消費生活相談員	22
R1. 10. 16（水） 10：30～11：15	成田市立 津富浦小学校	成田市立津富浦小学校 （4・5・6年生）	成田市消費生活センター 消費生活相談員	47
R1. 10. 25（金） 9：30～11：00	成田市役所 502 会議室	成田市地域包括支援センター連絡会	成田市消費生活センター 消費生活相談員	17

３）親子で学ぶ消費者講座

日 時	テーマ	行 き 先	参加 人数
R1. 7. 25（木） 8：30～16：00	宇宙環境やエネルギー・地層変動が地球に与える影響について楽しく学ぶ	宇宙航空研究開発機構 筑波宇宙センター 地図と測量の科学館	31

４）消費者講座（一般向け）

日 時	場 所	テーマ	講 師	参加 人数
R1. 7. 23（水） 13：30～15：30	市役所 6 階 大会議室	消費税増税に関する基本知識 と家計への負担軽減策	（一社）千葉県税理士会 中村 裕史 氏	55
R2. 2. 6（木） 13：30～15：30	市役所 6 階 大会議室	食品ロスのあれこれ	（一社）NACS 消費生活アドバイザー 草野 弘治 氏	28

令和元年度第1回消費者講座

消費税増税に関する基本知識と 家計への負担軽減策

消費税の仕組みや基本的な知識

増税前に準備ができる家計への負担軽減策について学びませんか？

日時

令和元年7月23日(火) 13:30～15:30

会場

成田市役所 6階 大会議室

講師

千葉県税理士会 成田支部 中村 裕史 氏

参加費

無料

定員

100名(先着順)



申込方法

氏名・電話番号・お住まいの地域を

以下連絡先のいずれかにて商工課へ

【申込・お問合せ先】 成田市経済部商工課

電 話:0476-20-1622 F A X:0476-24-2185

E-mail: shoko@city.narita.chiba.jp

◆ご来場の際は、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします◆

令和元年度 第2回消費者講座

食品ロスのあれこれ



日本では毎年約600万トンの食べ物が、食べられるにもかかわらず、捨てられていると推計されています。食品ロスの現状や家庭での食品ロスの削減方法について一緒に考えてみませんか？



日 時：令和2年2月6日（木） 13：30～15：30

場 所：成田市役所 6階 大会議室

講 師：NACS 消費生活アドバイザー

くさの こうじ
草野 弘治 氏

定 員：100名（先着順）

参 加 費：無 料

申 込：成田市役所商工課へ



（氏名・電話番号・お住いの地域をお伝えください。）

電 話：0476-20-1622

E-mail：shoko@city.narita.chiba.jp

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

6. 計量器適正化推進事業

消費者保護の立場から、計量法に基づき取引・証明に使用されている計量器（はかり）を対象に適正計量器を確保し、取引証明上の計量の安全を図り、計量の面から住民の福祉に貢献することを目的として、千葉県計量検定所に市が協力し、2年に1回計量器定期検査（当市は偶数年度）を実施しています。

特定計量器定期検査（平成30年度実績）

ア. 集合場所検査

（受検者が計量器を検査会場に持参して行う検査）

検査 日程	検 査 場 所	検査 戸数	検 査 個 数		不 合 格 数		免除個数
			はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり	はかり
7/12	成田市農業協同組合 経済センター	12	33	45	1	0	0
7/13	大栄支所	12	25	4	1	0	2
7/17	下総支所	16	34	9	0	0	1
7/18	三里塚コミュニティ センター	24	54	48	0	0	9
7/19	公設卸売市場	50	75	27	1	0	13
7/20	保健福祉館	19	41	45	1	0	2
7/23	成田市役所	37	66	13	0	0	7
7/24	成田市役所	32	149	24	1	0	10
小 計		202	477	215	5	0	44
合 計		202	692		5		44

イ．所在場所検査

(計量器の数が多い場合、あるいは土地建物に取り付けられ運搬が困難な場合に設置場所で行う検査)

検査日程	検査戸数	検査個数		不合格数	
		はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり
8/10	1	2	12	0	0
8/21	2	103	5	4	0
8/30	3	69	0	2	0
8/31	2	55	0	2	0
10/9	4	5	6	0	0
10/10	2	14	0	0	0
10/11	5	52	14	1	0
10/22	1	13	0	1	0
1/16	1	1	0	0	0
3/4	1	3	0	1	0
3/28	1	1	0	0	0
小 計	23	318	37	11	0
合 計	23	355		11	

ウ．計量士巡回検査

(計量器定期検査に代わり、計量士が巡回して行う検査)

	検査戸数	検査台数
代検査該当分 (大型はかり・大型店を除く)	53	150
うち新規申込分	0	0

7. 製品安全 4 法等による立入検査

消費者行政に関する消費生活用製品安全法（特定製品に対する PSC マーク等の有無と表示状況）、家庭用品品質表示法（品質に関する表示の有無と表示状況）、電気用品安全法（電気用品販売店における認定品以外の電気用品販売の有無）、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（ガス用品の PSTG マーク・液化石油ガス用品の PSLPG マークの有無と表示状況）に基づく一般小売業者の立入検査を実施しました。

法 律	調 査 品 目	調査店舗数	違反件数
消費生活用製品安全法	乳幼児用ベッド、家庭用圧力なべ及び圧力がま、石油ストーブ、ライター、ガス瞬間湯沸器	3	0
家庭用品品質表示法	繊維製品（25 品目）、合成樹脂加工品（8 品目）、電気機械器具（17 品目）、雑貨工業品（27 品目）	4	0
電気用品安全法	直流電源装置、電灯付家具、コンセント付家具、電動リクライニングソファ、電動工具類、投光器、電撃殺虫器、延長コードセット、シェーバー、ネイル硬化器、脱毛器、アロマディフューザー、卓上スピーカー	4	0
ガス事業法	ガス瞬間湯沸器、ガスコンロ	2	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	カートリッジ式ガスコンロ	2	0

参 考 资 料

消費生活

No. **130**

令和元年9月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



◆インターネットに 関する様々なトラブル

親子で学ぶ消費者移動教室を開催しました

令和元年7月25日(木)に、小学生を対象とした「親子で学ぶ消費者移動教室」を開催し、茨城県つくば市にある「筑波宇宙センター」と「地図と測量の科学館」へ行きました。宇宙環境やエネルギー・地層変動が地球に与える影響について親子で楽しく学ぶことができました。

「筑波宇宙センター」



宇宙のエネルギーに
ついて楽しく学習！



3Dメガネを付けて
日本列島空中散歩♪



「地図と測量の科学館」



インターネットに関する様々なトラブル



私たちの日々の生活に欠かせないインターネットですが、様々なトラブルが消費生活センターに寄せられています。相談事例とアドバイスを紹介します。

ご注意ください！

1 身に覚えのない請求が届いた

スマートフォンにアダルトサイトの利用料を請求するメールが届いた。身に覚えはないが、今日中に連絡がない場合は裁判になると書いてあったので連絡すると「1年前に利用したサイトの会費19万8千円が未納だ。支払わないと裁判になる。」と言われた。

メールの他にSMSやはがき等で届いた場合も、身に覚えのない請求は無視しましょう。記載された電話番号に電話をしたり、メールのリンクは開かないようにしましょう。



2 パソコン使用中に偽警告が表示され、サポート契約をしてしまった

インターネットを使用中に警告音が鳴り、「ウイルスに感染した」との警告画面が表示された。驚いて表示されている電話番号に連絡すると、片言の日本語で「ウイルスに感染しているので、すぐに対処しないと危険だ。3年間のサポート契約が必要。」と言われ、サポート料の5万円をクレジットカードで決済した。しかし、自分はウイルス対策ソフトを使用しており、本当にウイルスに感染しているのか不審だ。解約したい。

警告画面は偽表示の可能性が高いと思われます。警告画面が表示されても慌てて事業者に連絡したり、セキュリティソフトやサポートの契約をしないようにしましょう。表示された警告画面が偽表示と考えられる場合は画面を閉じましょう。警告画面が偽りかどうか判断が難しい、警告画面が消えない等の場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) 情報セキュリティ安心相談窓口(☎03-5978-7509土・日曜、祝日、年末年始を除く午前10時～12時、午後1時30分～5時 Eメールanshin@ipa.go.jp)に相談して下さい。また、偽警告の手口や画面の消し方等はIPAのホームページで確認することができます。セキュリティソフトを契約し、解約できない場合は消費生活センターに相談しましょう。

インターネット通販は慎重に！

3 「お試し」のつもりが定期購入だった

スマートフォンで検索中に「ダイエット効果がある。初回お試し500円。」と書いてある広告を見て、健康食品を注文した。1回限りの購入だと思っていたら、4回以上の定期購入が条件とわかった。2回目から通常価格になるのなら解約したい。

通販販売にはクーリング・オフ(無条件解約)の制度はなく、事業者の規約に従うことになります。お試し価格など格安を強調する広告には「2回目からは定価」「○カ月以上の定期購入」等の条件が設けられている場合があります。広告ページや申込み最終確認画面等で、定期購入が条件となっていないか、条件となっている場合はその期間や支払うことになる総額、解約・返品できるかどうかその条件等をしっかり確認しましょう。

インターネット回線の契約トラブル!

4 「安くなる」と言われ光回線の契約先を変更したが、安くならなかった

大手通信会社の代理店を名乗る人から電話があり「今より安くて、便利な光回線のプランがある。」と勧誘された。いろいろ説明されたがよくわからないまま、安くなると言うので契約した。後日、請求書を見るとこれまでより高額になっていた。驚いて大手通信会社に確認すると、別会社との光回線契約になっていると言われた。大手通信会社の新たなプランが安くなると思っていたが、違うのであれば解約したい。

インターネット回線の料金は安くても、不要なオプションが付いて請求額が高くなる場合があります。また、使用中のメールアドレスが使えなくなったり、プロバイダーの解約料が必要になることがあるので「安くなる」と言われすぐに契約するのは危険です。現在の契約内容を確認した上で、契約内容や解約条件、割引の適用期間や毎月の請求される金額等を比較し検討しましょう。



光コラボレーションの「事業者変更」って何?



光コラボレーションモデル(光コラボ)とは…

NTT東西から光回線を借り受けた電気通信事業者(光コラボ事業者)が、自社のオプションサービスと合わせるなどにより光回線(コラボ光)を提供するモデル



光コラボ事業者の光回線(コラボ光)の契約方法にはどのようなものがあるの?

- (1) 新規申込、(2) 転用、(3) 事業者変更の方法があります。
(3) 事業者変更は、令和元年7月1日から受付が開始されました。

(1) 新規申込

現在、光回線の契約がない又は、コラボ光やフレッツ光(NTT東西)以外の光回線から、新たに光コラボ事業者のコラボ光を契約する手続きのこと

光回線の契約なし 又は
コラボ光やフレッツ光(NTT東西)以外の光回線

解約

コラボ光
(光コラボ事業者)

(2) 転 用

NTT東西のフレッツ光から光コラボ事業者のコラボ光の契約に変更する手続きのこと

フレッツ光(NTT東西)

解約



コラボ光(光コラボ事業者)

(3) 事業者変更

光コラボ事業者のコラボ光から他の光コラボ事業者のコラボ光への契約に変更する手続きのこと(NTT東西のフレッツ光への変更も含む)

※これまで、電話番号の変更や光回線の廃止・新設工事が必要でしたが、令和元年7月1日からは、電話番号の変更を行うことなく、光回線を継続利用するための工事も不要になりました。

コラボ光
(変更元:光コラボ事業者)

解約



他のコラボ光など
(変更先:他の光コラボ事業者など)



契約したけどやめたい!初期契約解除制度

契約書面の受領日を初日とした8日間が経過するまでは、電気通信事業者の合意なく消費者の都合のみにより契約解除できる制度です。申し込みした光コラボ事業者などへの申し出が必要です。(契約解除した場合、それまでに利用したサービス利用料や一定の工事費、事務手数料は支払う必要がありますが、違約金等を支払う必要はありません。)

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所 2 階) ☎23-1161 ●

消費生活

No. 131

令和2年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



◆みんなで食品ロスを減らしましょう

[お知らせ] 成田市消費生活展を開催しました。

令和2年度の成田市消費生活モニターを募集します

消費生活モニターが活躍しています！

平成31年4月に委嘱された消費生活モニターも、委嘱期間は残すところ2か月となりました。毎月の会議では、消費生活相談員や各専門家による消費生活に関する学習会や工場等の視察研修を行い、私たちの暮らしにかかわる様々なことを学んでいます。そして、そこで得た知識を地域における活動などを通じて、市民の皆さんに啓発しています。



視察研修の様子(株)ナリコークリーンセンター)



ロールプレイングに挑戦



消費生活展に出展しました

みんなで食品ロスを減らしましょう!

まだ食べられるのに廃棄される食品のことを「食品ロス」と言います。

日本全体の食品廃棄物、いわゆる生ごみは2,842万tで、そのうち646万tが食品ロスと推計されています※1。この量は、世界で飢えに苦しむ人々への年間食糧援助量※2の約2倍に相当し、国民1人当たりでは、毎日お茶わん1杯分(139g)の食べ物が捨てられている計算になります。

参考: 暮らしの豆知識2019年版

※1「食品廃棄物等の利用状況等(平成27年度推計)」農林水産省及び環境省

※2国連WFPによる世界全体の食糧援助量は約320万t(2015年)



この問題に取り組むために、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する旨を宣言した、「食品ロスの削減の推進に関する法律(略称:食品ロス削減推進法)」が制定されました。(令和元年5月31日公布、10月1日施行)

◆この法律は?

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力及び、食品ロス削減のための施策を推進するための基本方針などを策定しています。

第9条 食品ロス削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間(10月)を設ける。

第14条～19条 基本的施策

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
- ②食品関連事業者等の取り組みに関する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績があるものに対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

参考:消費者庁 食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

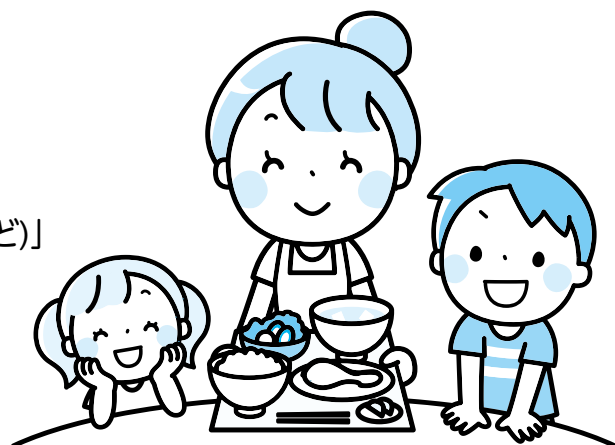
◆なんと!

食品ロスの約半分は家庭から

- ➡①「過剰除去(厚く剥きすぎた野菜の皮など)」
- ②「食べ残し」
- ③「直接廃棄(消費期限や賞味期限切れの食品など)」

★家庭で出来る具体的な食品ロス対策

- ➡食材を使い切り、美味しく食べることです



千葉県では「ちば食べきりエコスタイル」を展開し、「食べきり」と「もったいない」をもう一度考えます。

今日から実践チャレンジ

今すぐできる「食品ロスを減らす取り組み」にチャレンジし、世界の食糧問題の解決と家計の支出を抑えましょう。

◆チャレンジ家庭編

①食材を買いすぎない

→買い物前に冷蔵庫を確認、バラ売りや量り売りを利用

②買ったものは食べきる、使い切る

→定期的に冷蔵庫等を整理し食材を使いきる日を作る

③出来るだけゴミが出ない調理方法を!

→野菜や果物の皮は厚むきしない、皮や切れ端を利用したレシピでもう一品、残った料理をリメイク

④上手な保存方法を知る

→使いきるまで、状態よく保存

※肉 類…空気に触れると酸化し傷みやすくなる→冷蔵庫の特定低温室(チルド室・パースナル室など)で保存し早く使いきる。また、新鮮なうちにラップで包んでジッパー付保存袋に入れて冷凍保存する。

※魚 類…「内臓」や「えら」などを除去し下処理してから冷蔵・冷凍保存する。

※野菜類…乾燥するとしなびるので、野菜室で保存

ジャガイモや玉ねぎ→ネット等に入れ風通しが良い暗い場所で保存
葉物等はゆでる、きのこや薬味はそのまま→冷凍

⑤「消費期限」と「賞味期限」をしっかり理解!

消費期限→期限を過ぎたら食べないほうが良い期限・・弁当、サンドイッチ、惣菜など

賞味期限→美味しく食べることのできる期限、期限を過ぎていてもすぐに廃棄せず、自分で食べられるかどうかを判断・・菓子、カップ麺、缶詰など



◆チャレンジ外食編

①美味しく食べきれる量を注文しよう

②宴会やパーティーでは食事に集中する時間を作る

→3010運動(乾杯後30分と、お開き10分前は料理を楽しむ)

③それでも残ってしまったら、持ち帰りを検討する

→持ち帰ったら自己責任・生ものや半生は避ける、持ち帰り後は早く食べ、十分再加熱する



◆フードバンク

安全に食べられるのに、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で販売できない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体に無償で提供する活動。一般家庭からも食品の提供を呼び掛けている団体もある。

参考:「計ってみよう!家庭での食品ロス」食品ロス削減マニュアル ~消費者庁~

第47回

消費生活展を
開催しました!

8月24日(土)・25日(日)の2日間、ユアエルム成田店1階センタープラザにて、「第47回消費生活展」を開催しました。

今回は「みんなで築こう! 豊かな消費社会を目指して」をテーマに、消費者トラブル、食品、環境、電気・ガス、住宅といった暮らしに役立つ情報を、来場された方々に紹介しました。また、クイズに答えてスタンプを集めるスタンプラリーを行い、多くの方にご参加いただきました。



クイズに答えることができるかな?



実験の様子

令和2年度の「成田市消費生活モニター」を募集します

消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換を中心とするモニター会議(毎月1回程度)や工場視察などを行い、賢い消費者になることを目指すものです。また、地域の消費者のリーダー、そして消費者と行政のパイプ役として、得た知識や情報を広く啓発していただきます。

募集人数 20名以内(選考あり)

申込期限 2月28日(金)

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に直接提出してください。申込書及び募集要項を希望される方は、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/download/page152100.html>)または商工課(Tel:20-1622)までご連絡ください。



フードバンクに関する講義の様子

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所 2 階) ☎23-1161 ●

消費生活

No. 132
令和2年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



◆「若者を狙う消費者トラブル」の最近の事例とアドバイスの紹介

[お知らせ] ・令和元年度第2回消費者講座の開催について
・「〇〇pay」って何なの？

第2回消費者講座を開催しました！



2月6日(木)、成田市役所6階大会議室にて、「令和元年度第2回消費者講座」を開催しました。

今回は、日本消費生活アドバイザーの草野 弘治くさの こうじ氏を講師として招き、「食品ロスのあれこれ」と題し、講演いただきました。

まだ食べられるのに廃棄される食品を減らすため、家庭でも取り組めるコツやポイント、食品ロスを削減するための買い物の仕方や食品の保存、調理法などを学習しました。



「若者を狙う消費者トラブル」 うまい話にご用心

事例１ バイナリーオプション取引の情報商材

ライン上の友人から起業したい人が集まるコミュニティへ誘われ、カフェなどでそのリーダーに話を聞くほど洗脳状態になった。そのうち「起業するなら資金が必要。60万円払えば投資で必ず儲かる情報をネット配信する業者がある」と言われた。高額なので払えないと言ったら、投資を始めたらずぐに取り戻せるので、消費者金融からお金を借りるように言われ、指示されるまま借りてリーダーに現金で支払った。後から私が契約したのは、無登録のバイナリーオプション取引の海外業者と分かった。返金してもらいたいが、コミュニティには事務所などなく、海外事業者、リーダー、の友人の住所も全く分からない。

※バイナリーオプションとは、為替取引の投資方法の1つです。数秒後、数分後の為替相場を予想し、その予想が当たれば何倍にもなり、外れれば0円になるというものです。



- バイナリーオプション取引はリスクの高い取引で、確実に儲かるものではありません。また、海外業者でも登録が必要です。無登録業者との取引は止めましょう。
- 最近のトラブルはSNSを媒介として勧誘されることが多く、勧誘者、事業者などの連絡先が全く分からないため、交渉することができないという事例が増えています。十分気をつけましょう。

事例２ デート商法

マッチングサイトで男性と知り合い、ある日男性が勤務している職場に一緒に行ってみたら、男性は宝石店のデザイナーだった。「これからの二人の為にこのネックレスを買ってほしい」と言われたが、100万円と高すぎて無理だと伝えたら「このネックレスを買ってくれないならもう会えないかもしれない」などと言われ、結局50回払いの分割払いで契約した。その後、支払いも大変になり、その男性とも連絡が取れなくなってしまった。



- 相手の好意の感情に付けこみ、高額な契約をさせるトラブルが多発しています。契約の取り消しやクーリング・オフができる場合があります。



インターネットが発達し、スマホやSNSが今や生活の一部になっている昨今、若者を狙う悪質商法の手口も日々変化し、複雑、巧妙になっています。若者が陥りやすいトラブルについて最近の事例を紹介します。



事例3 マルチ商法

中学時代の友人から「儲かる話があるので話だけでも聞いてほしい」と誘われ、出かけたところ、友人のほかに別の男性がいた。「海外の不動産に投資すれば仮想通貨で配当がある。誰かを紹介すると紹介料を受け取ることができる。登録料として50万円かかると言われ、高すぎると思ったが、紹介料ですぐ取り戻せるといわれ学生ローンで借金し友人に50万円渡した。しかし、契約書面や領収書もなく、儲からないうえ、借金の支払いも大変で友人に解約し返金してほしいと言ったらできないと言われた。



- 最近、商品がない「モノなしマルチ商法」が増加しています。事業者の実態や儲け話の仕組みがよく分からないうえ、事業者に解約や返金を求めても交渉が難しいケースが多くみられます。簡単に儲かる話はありません。安易な契約はやめましょう。
- 親しい人から勧誘されると断りにくい場合もありますが、契約したくなければきっぱりと断りましょう。

ちょっと一言

- 軽い気持ちで契約しない
- うまい話に飛びつかない
- ネットの情報に流されない
- せかすような契約はしない
- 借金をしてまで契約をしない

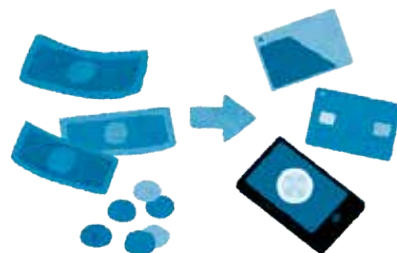


若者の消費者トラブルは、「スマホ」「SNS」「借金」というキーワードをあげることができるようです。安易な気持ちや知識不足でトラブルに巻き込まれることが多いようですが、「きっぱりと断る勇気」を持つことが大切です。

それでもトラブルに遭ったり、困った時には**消費生活センター**にご相談ください。

☎0476-23-1161

「〇〇pay」って何なの？



「〇〇pay」は現金を使わないキャッシュレス決済の一つです。
 スマホを使いバーコードやQRコードの読み取りを行うQRコード決済とも言います。
 最近、各社が「××%ポイント還元」や「△△億円キャンペーン」などの大型キャンペーンを実施しています。

現金を持ち歩くことなく、便利で、お得なことばかりが目につきますが、注意しなければならない点もありますので紹介します。

メリット

- ① 簡単に導入できる
- ② 集金や集計の手間が減る
- ③ ポイントやクーポンを手に入れられる
- ④ 友達との割り勘など買い物以外でも使える



デメリット

- ① 現金を使う感覚が薄れるので使いすぎてしまう場合がある
- ② 一度チャージしたお金を口座に戻せなかったり、戻せても手数料がかかる場合がある
- ③ チャージを放置すると消滅する場合がある
- ④ 災害時は使用できない場合がある



ちょっと一言

キャッシュレス決済は、「〇〇pay」に限らず、クレジットカード・電子マネー・QRコード決済など、様々なものがあり、支払い(チャージ)方法も様々です。特典等があり確かに魅力的ですが、自分にとって何が必要か考え、自分のライフスタイルに合っているものを検討してから利用することをお勧めします。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。
 相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● **成田市消費生活センター(成田市役所 2 階) ☎23-1161** ●

消費生活

No. 129

令和元年6月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



◆消費生活センターと消費者問題

◆成田市消費生活センターにおける 平成30年度の相談概要



4月16日(火)に令和元年度消費生活モニターの委嘱状交付式を行いました。消費者と行政のパイプ役として、また地域の「かしこい消費者」のリーダーとして、市民の皆さんの消費生活を向上させるためのお手伝いをしていきます。

これまでに3回のモニター会議を開催したほか、千葉県主催の「消費者フォーラムin千葉」に参加しました。

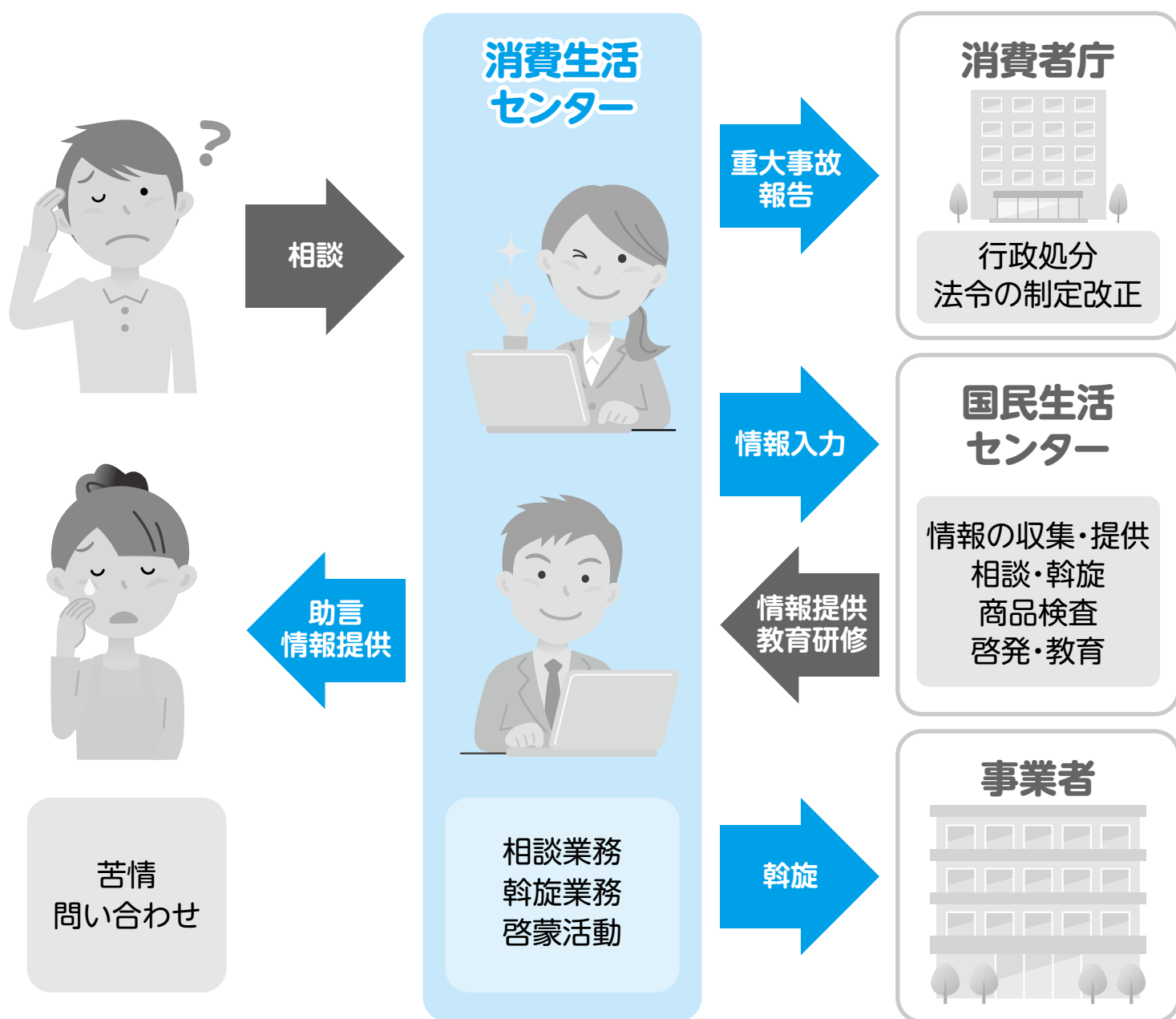
モニター委嘱者(50音順・敬称略)

浅野 隆雄(宗吾)	西津 元介(加良部)
稲村 京子(玉造)	根本 隆司(橋賀台)
栄口 吉次(中台)	長谷川 隆(公津の杜)
大野 芳美(安西)	春田 容子(中台)
熊谷 晃 (橋賀台)	雲雀 義雄(公津の杜)
篠田 敏道(中台)	藤野眞里子(中台)
末永 典章(飯仲)	布施 宏治(玉造)
杉本 竹正(飯田町)	布施 正美(玉造)
高橋 文子(宗吾)	養父 静枝(加良部)
玉井止水子(玉造)	吉川 光子(中台)

消費生活センターとは

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員（1991年に資格制度を創設）が受け付け、公正な立場で処理（相談、問い合わせ、情報提供、斡旋）にあたっています。消費者被害の救済や消費者への支援を行うために設置された行政機関です。

消費生活センターで受け付けた相談情報は、国民生活センターの全国的な消費生活相談データベースに個人情報を除いて登録・集約し、消費者への注意喚起や事業者に対する処分や法改正に役立てています。



(参考)

平成30年10月時点で、消費生活センターは全国に855カ所あり、千葉県内には35カ所あります。

成田市消費生活センターでは、3名体制で相談業務を行っています。

販売及び勧誘方法には 様々な手口があります!気を付けましょう!

1 「商品一般(架空請求)」に関する相談

■手口

- ①身に覚えのない料金を請求する郵便はがきや電子メール・ショートメッセージサービス(SMS)が送られてくる。
- ②架空請求に関する通知手段の大半が「はがき」だが書式も複数あり花徽章を飾ったものもある。
- ③差出人が「法務局 日本民事訴訟管理センター」など公的機関を名乗っている。
- ④はがきに書かれている連絡先に電話すると「弁護士を紹介するので銀行振り込みやコンビニ払い等の手段でお金を払うように」と要求してくる。
- ⑤「本日中にご連絡がない場合は法的な手段に移行します」などと考える時間を与えず脅かしている。

■対応策(消費者へのアドバイス)

- ①身に覚えのないはがきやSMSを受け取ったら、“連絡せず無視する”。
- ②お金を支払った場合、警察に被害届を出し、消費生活センターに相談する。

2 「情報通信関係サービス(インターネット通信サービス、移动通信サービス)」に関する相談

■手口

- ①「光回線サービスへの乗り換えによって料金が安くなります」と電話や訪問販売で勧誘してくる。
- ②サービス内容や契約条件は電気通信サービス事業者で異なり、内容も複雑で、理解するには時間を要することを逆手にして契約へ誘導してくる。
- ③乗換完了後に解約すると契約解除料が発生したり、電話番号が変わったりすることもあるが契約前に不利益な事実の説明はない。

■対応策(消費者へのアドバイス)

- ①転用承諾番号の取得をお願いする勧誘の電話には直ぐに返答せず、乗換前のプロバイダーに確認する。転用により必ず安くなるわけではない為、「安くなる」という言葉に惑わされず、「なぜ安くなるのか」を確認する。
- ②端末は特定商取引法でクーリング・オフが可能だが、通信サービスはクーリング・オフができない為、通信サービスは電気通信事業法による初期契約解除制度により、契約書面受領日より8日以内なら解除できることを事業者に問いかける。
- ③高額な契約解除料の請求に対しては契約書、重要事項説明書を確認する。契約解除までに利用したサービスの利用料、工事費、事務手数料は契約に基づき支払う必要があるので注意する。

成田市消費生活センターにおける平成30年度の相談概要

平成30年度に消費生活センターに寄せられた相談件数は1,130件で、昨年度より147件増加しました。相談内容の1位は「商品一般」に関する相談が366件で、昨年度より189件増加し依然として高水準です。特に差出人が公的機関を偽るはがきによる「架空請求」が多くありました。2位は「放送・コンテンツ等」に関する相談が132件で、昨年度より28件減少しました。3位は「インターネット通信サービス」に関する相談が44件で、昨年度より8件増加しました。また、昨年度に比べると、「移动通信サービス」に関する相談が14件増加し35件でした。これは、携帯電話(スマートフォン)の契約・解約・利用に関する相談が増えたためです。今や多くの人の生活に欠かせない生活環境の基盤(インフラ)となり、高齢者の利用も増えているため、相談件数が増加傾向にあります。その他、「他の行政サービス」に関する相談では、公的機関(行政・税務署等)の職員を名乗り、医療費や税金の還付金があると偽って、携帯電話を持ってATMに行くように誘導する詐欺が増加しました。特に電話勧誘による手口が多いので、一度、電話を切って事実関係を確認することが大切です。

本年度の救済金額の合計は約2,165万円(未然防止29%、回復額71%※1)でした。昨年度より約4,281万円減少しました。被害額が大きくなる前に消費生活センターに相談されたことや、詐欺被害の予防策が周知されつつあること等が考えられます。

今年度は、元号が改まり、電気通信サービスの料金体系も変わるなど、生活環境の基盤(インフラ)にも新たな変化が出てきます。商品・サービスの購入や契約において、わからないことがあれば、家族や知人及び消費生活センターに相談しましょう。

※1 相談することで、請求されていたが支払わずに済んだものを未然防止、支払い済みだがクーリング・オフや斡旋交渉によって返金されたものを回復としています。

◇商品・役務別相談上位10位◇

順位	おもな商品・役務	0	50	100	150	200	250	300	350	最多年齢層
1	架空請求・不審な電話など(商品一般)								366件	70歳代
2	アダルトサイト・出会い系サイトなど(放送・コンテンツ等)								132件	60歳代
3	プロバイダー・光回線(インターネット通信サービス)								44件	60・70歳代
4	携帯電話・スマートフォン(移动通信サービス)								35件	60・70歳代
5	個人間金銭貸借など(相談その他)								33件	40歳代
6	住宅リフォーム・排水管工事(工事・建築・加工)								32件	70歳代
7	賃貸アパートなど(レンタル・リース・賃借)								29件	30歳代
8	還付金など(他の行政サービス)								26件	60歳代
9	中古自動車・コインパーキングなど(自動車)								23件	50歳代
10	健康食品など(健康食品)								19件	60歳代

平成31年4月末時点

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所 2 階) ☎23-1161 ●

広報なりた平成 31 年 4 月 1 日号

消費生活相談Q&A

国民健康保険税還付金詐欺に注意

Q 市役所の職員を名乗る人から「国民健康保険税の還付金があり、本日中に手続きが必要」という電話がありました。「銀行口座に振り込むので銀行名と預金残高を教えてください」と言われたので、銀行名と預金残高を教えました。その後、銀行職員を名乗る人から電話があり「キャッシュカードと携帯電話を持ってスーパーのATMに行き、後から来る銀行員と一緒に手続きするように」と言われました。不審に思いますが、どうしたらよいのでしょうか。



い」と言われたので、銀行名と預金残高を教えました。その後、銀行職員を名乗る人から電話があり「キャッシュカードと携帯電話を持ってスーパーのATMに行き、後から来る銀行員と一緒に手続きするように」と言われました。不審に思いますが、どうしたらよいのでしょうか。

A 市役所などの行政をかたった還付金詐欺のため、指示には従わないでください。相手の指示通りにATMを操作すると、還付金を受け取るどころか、気付かないうちにお金を振り込まれてしまいます。

市役所からの還付金の手続きの際に、ATMを操作するよう指示することや預金残高を聞くことはありません。また、安易に口座番号や携帯電話の番号を教えないように気を付けてください。

おかしいと思ったら、保険年金課(☎20-1526)や消費生活センター(☎23-1161)に相談してください。また、成田警察署(☎27-0110)にも連絡しましょう。

※くわしくは同センターへ。

広報なりた令和元年 5 月 1 日号

消費生活相談Q&A

情報商材のトラブルにご注意

Q SNSで「株価の分析ソフトを使って簡単に稼ぐ方法」という広告を見つけ、30万円でマニュアルとソフトウェアを購入しました。しかし、マニュアルを使っても思うように収入が得られなかったため苦情を伝えると、上位のコースを勧められ、うまくいかなくても解約できると言われました。断り切れず契約しましたが、その後、連絡も取れなくなってしまいました。解約して返金してもらいたいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

A 簡単に高額収入を得られることはありません。また、解約して返金される可能性は低いです。「副業や投資などで高額収入を得るためのノウハウ」と称して、インターネットなどで販売している情報のことを「情報商材」と言います。情報商材はノウハウや手法そのものを商品として販売しているため、購入するまでは提供される情報がどのようなものかは分かりません。情報商材の被害に巻き込まれないように次の点に注意しましょう。

○「いますぐ」「誰でも」「簡単に」のキーワードに注意する

- 返金保証という説明にだまされない
- 販売業者の名前・住所・連絡先を確認し、怪しいと思ったら連絡しない
- 高額な契約の勧誘をされたり、内容がおかしいと思ったりしたらきっぱり断る
- 情報商材の口コミサイトは安易に信用しない

不安に思ったり、おかしいと感じたら早めに消費生活センターに相談しましょう。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



広報なりた令和元年 6 月 1 日号

消費生活相談Q&A

不安をあおり契約させる 点検商法にご注意

Q 3日前に「近くで屋根工事をしていたら、お宅の屋根が傷んでいるのが見えた。無料で点検する」と業者が訪問してきました。点検後、業者から屋根の写真を見せられ「傷みが激しく、このままでは雨漏りしてしまうので、すぐに工事をした方がいい」と言われ、契約書にサインをしました。翌日、家族に屋根工事の話をする、本当に必要な工事なのかと言われ、不安になり、業者に工事を止めたいと連絡をしたところ「すでに材料を注文したので、キャンセルできない」と言われました。解約はできないのでしょうか。

A 消費者の自宅に業者が訪問し契約しているので、この契約は訪問販売に当たります。契約書面を受け取った日を含め8日以内ならクーリング・オフ（無条件解約）することができます。

住宅リフォーム工事の勧誘が目的であることを告げずに無料で点検を持ちかけ、不安をあおって契約を急がせる手口を「点検商法」と言います。トラブルを避けるために次のことに注意しましょう。

○「無料で点検する」と業者が訪問してきても、必要なければきっぱり断る

- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしてその場ですぐに契約せず、家族や信頼できる人に相談する
- 工事を検討している場合は、複数の業者から無料の範囲で見積もりを取って比較し、慎重に業者を選ぶ

リフォーム見積もりチェックサービス

見積書の見方が分からないときや一般的な住宅リフォームに関することは、住宅リフォーム・紛争処理支援センター「住みいるダイヤル」（☎0570-016-100（一部のIP電話からは☎03-3556-5147）平日の午前10時～午後5時）で相談することができます。また、契約前であれば、無料でリフォームの見積もりチェックも行っています。

※くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。



広報なりた令和元年 7 月 1 日号

消費生活相談Q&A

改元に便乗したトラブルに注意

Q 「令和に改元されたので法律が変わった。不正操作防止用キャッシュカードへ変更する手続きが必要」という書類が、全国銀行協会を名乗るところから届きました。送付されたキャッシュカード変更申込書に取引銀行・口座番号・暗証番号を書き、現在使用中のカードを同封して返送するよう求められています。取引銀行からの書類ではないのですが、大丈夫でしょうか。

A 改元に便乗し、銀行員などになりすましてキャッシュカードやクレジットカード、現金をだまし取る詐欺が多く発生しています。全国銀行協会や銀行がキャッシュカードを回収したり、暗証番号を尋ねたりすることは一切ありません。また、改元による法律の改正で、キャッシュカードの変更手続きが必要になるといったことはありません。少しでも不審に思ったら、警察が取引銀行に相談するようにしましょう。

皇室関連商品の購入トラブルも

皇室関連の写真集やアルバム・書籍などの購入を電話で勧誘されたり、注文していないのに勝手に送り付けられたりするトラブルも発生しています。

しつこく勧誘されても必要ない場合には、きっぱり断りま

しょう。また、注文していない商品が一方的に送り付けられた場合は、代金を支払わず、受け取り拒否しましょう。受け取ってしまった場合でも、特定商取引法により受け取った日から14日間保管した後は、処分することができます。

強引な勧誘を断り切れずに購入してしまった場合も、特定商取引法の電話勧誘や訪問販売にあたる場合は、法定書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。

困ったときはすぐに消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター（☎23-1161）へ。

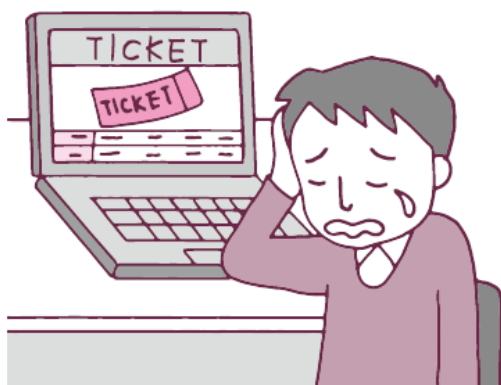


広報なりた令和元年 8 月 1 日号

消費生活相談Q&A

チケット転売サイトに注意

Q 秋に開催されるスポーツの世界大会のチケットがインターネットで販売されることになりました。検索するとページの上部に「3枚で5万円」と表示されたサイトが出てきたので、公式サイトだと思いカード決済で購入しました。決済後の通知を確認すると、3枚しか購入していないのに手数料を含



め19万円となっていました。不安になって購入したサイトを調べてみると、海外の非公式転売サイトだと分かりました。また、公式サイトには転売で買ったチケットでは入場できないと記載されています。キャンセルすることはできるでしょうか。

A インターネットで購入したチケットのキャンセルは、サイトの規約に従って交渉することになります。規約に「返品・返金不可」と記載がある場合や、海外サイトでコミュニケーションを取るのが難しい場合は、返金や返品に応じてもらえないことがあります。また、非公式転売サイトで購入したチケットは正規の価格より高額であったり、会場に入れなかったりすることがあるので注意が必要です。不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センターに相談してください。

来年開催される東京2020オリンピック・パラリンピックのチケットについても、公式サイトかどうかをよく確認してから購入手続きを行うようにしましょう。

転売を禁止する新たな法律も

6月14日から「チケット不正転売禁止法」が施行されました。この法律は、国内で行われるイベントなどの特定興行入場券（興行主の同意のない有償譲渡を禁止することが明示されたチケット）を転売することを禁止するものです。

※くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。

広報なりた令和元年 9 月 1 日号

消費生活相談Q&A

プレミアム付商品券の詐欺に注意

Q 市の職員を名乗る人から「あなたはプレミアム付商品券の購入対象者となっている。商品券を郵送したので代金と手数料を銀行やコンビニのATMで振り込むように」という電話がありました。料金を振り込んでも問題ありませんか。

A 国や市から、プレミアム付商品券を郵送したり、購入代金や手数料の支払いを求めたりすることはありません。また、商品券は指定の販売窓口でのみ購入することができますので、ATMの操作などは必要ありません。不審な電話がかかってきたり郵送物が届いたりしたときは指示に従わず、消費生活センター（☎23-1161）へ相談してください。

プレミアム付商品券の販売については、プレミアム付商品券担当窓口（☎20-1746）へ問い合わせてください。

※くわしくは消費生活センターへ。



広報なりた令和元年 10 月 1 日号

消費生活相談Q&A

購入した覚えのない商品が送られてくるトラブルに注意

Q 高齢の母宛てに宅配便で荷物が届きました。母は何も注文した覚えがありませんでしたが、家族の誰かが注文したのだと思い受け取ってしまいました。しかし、家族の誰も、荷物に心当たりがありませんでした。中には、たくさんの健康食品と一緒に契約書類などが入っています。どうしたら良いでしょうか。

A 注文していないのに一方的に荷物を送り付けられただけでは、代金の支払いも返送の必要もありません。商品を受け取った日から14日間経過した、または引き取りの請求をしてから7日間経過した場合は「特定商取引に関する法律」に基づき、自由に処分することができます。ただし、期間経過前に商品を使用したり、消費したりした場合は、購入を承諾したものと見なされて代金を支払わなくてはならないので注意してください。

覚えのない商品が届いた場合には「受け取り保留」にし、家族などに注文したかどうかを確認してから受け取るようにしま

しょう。

トラブルを避けるためにも、注文をしていない場合には、きっぱりと断ることが大切です。強引に商品を送り付けられた場合には、次のように対処しましょう。

- 健康食品などの商品を送るという一方的な電話がかかってきた場合は、明確に契約しないことを伝える。
- 商品とは別に請求書が送られてきた場合には、封筒を開封せず「受領拒否」と朱書きして送り返す。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



広報なりた令和元年 11 月 1 日号

消費生活相談Q&A

コインパーキング 駐車料金のトラブルに注意

Q 「1日最大700円」と表示されているコインパーキングに3日間駐車しました。料金は2,100円だと思っていたら、1万円以上請求されました。出庫するために仕方なく支払いしましたが、納得がいきません。返金してもらえますでしょうか。

A コインパーキングの看板には「1日最大〇〇円」という表示とともに「1日限り」と書かれている場合がほとんどです。この場合、駐車後24時間または午前0時を過ぎると1日経過したと見なされ、それ以降は一定時間ごとに料金が加算されるシステムとなっています。駐車した場合は利用条件に同意したと見なされるため、返金の交渉は困難です。

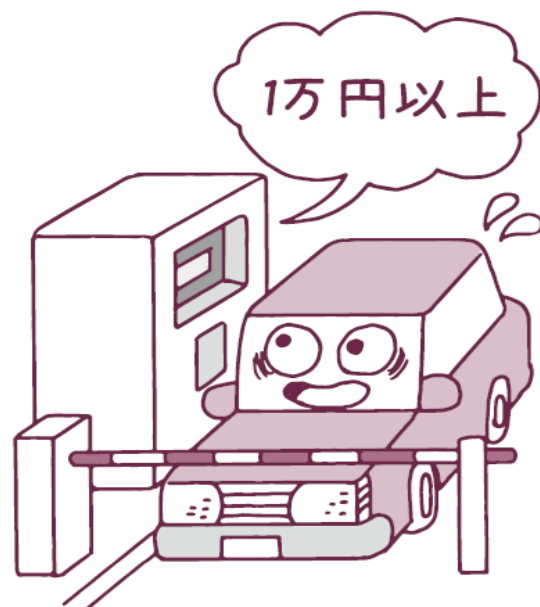
コインパーキングの入り口には詳細な利用条件が表示されています。駐車するときは、次の点に注意して表示内容を事前に確認するようにしましょう。

- 「1日最大〇〇円」という表記の場合、最大料金が適用される時間の範囲
- 平日と休日の最大料金の違い
- 昼間と夜間で最大料金が変化する場合の料金と切り替わる時間

また、年末年始やゴールデンウィークには、最大料金が適用

されない場合があるので注意してください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



広報なりた令和元年 12 月 1 日号

消費生活相談Q&A

光回線の契約に注意

Q 現在契約している大手通信会社Aの代理店を名乗る事業者Bから「大手通信会社Aの光回線を利用した新たなサービスがある。通信料が安くなり通信速度も速くなるので契約しないか」という電話がありました。現在利用しているサービスの内容を変更するのだと思い契約しましたが、届いた契約書を見ると事業者Bと契約することになっていました。今後も引き続き、大手通信会社Aのサービスを利用したいと考えているので、事業者Bとの契約を解除したいのですが、違約金がかかると言われました。払わなければいけないのでしょうか。

A 契約書面が届いた日から8日以内であれば「初期契約解除制度」により、契約を解除することができます。違約金を払う必要はありません。ただし、事務手数料や解約までに利用したサービス料金、工事をした場合の代金は払わなければなりません。

平成27年からNTTの光回線が転用できるようになり、独自の料金プランで消費者にサービスを販売する「光コラボレーション」を行う事業者が増えました。それに伴い、今回のように勧誘・契約に関するトラブルの相談が多く寄せられています。勧誘されてもすぐに返事をせず、契約内容を十分に確認し

た上で検討し、必要がない場合はきっぱりと断りましょう。

勧誘を受けたら

- 光コラボレーションは、NTTから光回線の転用を受けている事業者との契約であることを理解した上で検討する
- 契約する前に勧誘された事業者名やサービス名、連絡先や契約内容をきちんと確認する

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



広報なりた令和 2 年 1 月 1 日号

消費生活相談Q&A

消費生活センターって どんな場所？

Q 最近、詐欺サイトや悪質商法に関するニュースを見ると、相談窓口として「消費生活センター」という名前を耳にします。消費生活センターの場所や相談できる内容について教えてください。

A 都道府県や市町村では、消費者安全法により消費生活センターを設置することが定められています。消費生活センターでは、詐欺サイトでの通信販売や悪質な勧誘などのトラブルに遭った消費者のための相談、問題解決のための事業者との交渉の手助けのほか、消費者への情報提供を行っています。

トラブルになっていなくても、事業者と消費者の間のことであれば分からないことや不安なことも相談できます。

なお、内容によっては弁護士相談や福祉関連の専門機関の相談窓口を案内する場合があります。

市の消費生活センター

日時＝月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分

場所＝市役所2階

問い合わせ先＝☎23-1161

啓発紙の発行や出前講座も

消費生活に関するポスターやパンフレットの配布、啓発紙「消費生活」の発行を行っています。公共施設などで配布していますので、皆さんの生活に役立ててください。

また、市の職員が出向いて皆さんに研修を行う「なりた知っ得出前講座」でも、消費生活に関する講座を行っています。希望に沿った内容の講座を行うことができますので、気軽に相談してください。

※くわしくは消費生活センターへ。



広報なりた令和2年2月1日号

消費生活相談Q&A

電話回線の切り替えに伴う 勧誘に注意

Q NTTの代理店を名乗る業者から「NTTの電話回線がIP網に切り替わり、現在の固定電話を引き続き使うには工事が必要になる。今のうちに光電話に変更しないか」という電話がありました。工事をしないと固定電話は使えなくなるので



しょうか。また、光電話にしたほうが良いのでしょうか。

A NTTでは令和6年以降、現在の電話回線からIP網（インターネットを利用した通信システム）への切り替えを予定しています。切り替えに伴う手続きや工事は必要なく、現在の固定電話も引き続き使用することができます。

電話回線の切り替えに伴って、光電話の勧誘・契約に関するトラブルが増えています。内容がよく分からず不安に思った場合には、消費生活センター（☎23-1161）へ相談してください。

また、NTTでは電話回線の切り替えに関する問い合わせ先としてフリーダイヤルを設けています。

問い合わせ先＝☎0120-815-511

受付時間＝午前9時～午後5時（携帯電話・PHSからも利用可）

光電話とは

光ファイバーケーブルを利用した電話サービスのことです。インターネットを光回線にした場合に、オプションとして利用することができるサービスのため、電話単独での利用はできません。

光電話にすると通話料金が安くなるなどのメリットがありますが、停電時に使えなくなるというデメリットもあります。契約を検討している場合には、自分のインターネットの利用状況やサービスの内容、料金などをよく確認してください。

※くわしくは消費生活センターへ。

広報なりた令和2年3月1日号

消費生活相談Q&A

どうすれば 食品ロスを減らせるの

Q これから送別会や歓迎会などが多くなるのですが、出された料理を食べ切れず残してしまうことがあり、いつももったいないと思っています。食品ロスをなくすための法律ができたと言いましたが、私たちができることはありますか。

A 日本では食料を海外からの輸入に大きく依存している一方で、まだ食べられる食品を大量に廃棄しており、問題となっています。その量は国民一人当たりで換算すると、毎日茶わん1杯分（約139グラム）になります。国では10月1日に、食品ロスを減らすために「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行しました。法律では、国や自治体、事業者、消費者がそれぞれ取り組むべき事柄が示されています。

消費者である私たちもできることから実践して、食品ロスを減らしていきましょう。

今日から実践できること

家庭では

- 買い物前に冷蔵庫の中をチェックし、使う分だけ買う
- 買い物では手前に陳列されている食品を選ぶ
- 一度に食べ切れないものは下処理をし、小分けにして保存しておく
- 普段から頻繁に食べる食品は買い置きして、食べた分だけ買い足していくローリングストックを行う
- 残っている食材から使い、食べ切れる量を作る
- リメイク・アレンジレシピを活用し、食材を上手に食べ切る

宴会では

- 食べ切れる量を注文する
- 宴会の開始30分・終了10分は、席を立たずにしっかり食べるよう、幹事から声掛けをする
- 食べ切れない料理は仲間で分け合うか、お店に確認してから持ち帰る

※くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。



○成田市消費生活モニター設置規則

昭和 56 年 11 月 4 日
規則第 46 号

(設置)

第 1 条 本市は、消費行政を推進するに当たり、消費者の実態及び意見、要望等を把握するため、成田市消費生活モニター（以下「モニター」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 モニターは、消費生活に関して、次の職務を行うものとする。

- (1) 市が行うアンケート調査に協力すること。
- (2) 市民の意見、要望等を随時市に報告すること。
- (3) 情報を提供すること。
- (4) 各種研修会等に出席すること。

(定数)

第 3 条 モニターの定数は、20 人以内とし、その内訳は、次のとおりとする。

- (1) 一般公募による者 12 人以内
- (2) 市長の推選による者 8 人以内

(任期)

第 4 条 モニターの任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 モニターが欠けた場合の補欠モニターの任期は、前任者の残任期間とする。

(資格)

第 5 条 モニターになることができる者は、本市に住所を有する 20 歳以上の消費者とする。

(申込み)

第 6 条 一般公募によるモニターになろうとする者は、消費生活モニター申込書（別記様式）により、市長に申し込まなければならない。

(委嘱)

第 7 条 市長は、前条の規定による申込みのあった者のうちから次の各号に掲げる事項に留意し、モニターを委嘱するものとする。

- (1) 年齢、世帯主の職業及び居住地域の偏重を避けること。
- (2) 消費生活に対し関心が深いと認められること。

(周知等)

第8条 市長は、モニターを委嘱したときは、モニターの氏名及び住所等を市民に周知させるものとする。

(服務)

第9条 モニターは、職務の遂行に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その者がモニターでなくなった後も同様とする。

2 モニターは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

3 モニターは、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(解職)

第10条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、解職することができる。

(1) モニターが、他の市町村に転出したとき。

(2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 業務を怠り、又は前条の規定に違反したとき。

(4) その他、モニターとしてふさわしくない非行があったとき。

(必要な措置)

第11条 市長は、モニターから報告された情報、意見等を検討し、必要があると認めるときは、必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第12条 モニターに関する庶務は、消費対策主管課において処理する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 成田市消費生活モニター設置要綱（昭和49年告示第26号）に基づいてなされた申込み、委嘱その他の行為は、それぞれこの規則に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成5年12月22日規則第51号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定により、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 法第10条第2項に規定する機関としてセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
成田市消費生活センター	成田市花崎町760番地

(開所時間)

第3条 センターの開所時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第4条 センターの休所日は、成田市の休日に関する条例（平成元年条例第46号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(職員)

第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第6条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格したものとみなされた者を含む。）を消費生活相談員（以下「相談員」という。）として置く。

(相談員の人材及び処遇の確保)

第7条 市長は、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、当該相談員が適任であると認められるときは、再任することができる。

2 市長は、相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修の機会の確保)

第8条 市長は、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第9条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得た情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年条例第17号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 センターを利用できる者は、本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(身分)

第3条 相談員の身分は、非常勤の特別職とする。

(定数及び任期)

第4条 相談員の定数は、5人以内とする。

2 相談員の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(勤務日等)

第5条 相談員の勤務日数は、4週間を超えない期間につき1週間当たり3日以内とし、勤務時間は、1日につき6時間30分以内とする。

2 前項の勤務日数及び勤務時間の割振りは、市長が別に定める。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

令和元年度消費者行政の概要

発 行：成田市

編 集：経済部商工課

〒286－8585

成田市花崎町 760 番地

TEL 0476-20-1622

発 行 日：2020.11

登録番号：成商工 20－027